~飲食店を営業されている皆様へ~ (法令改正のお知らせ)

平成 28 年 12 月 22 日に発生した新潟県糸魚川市における大規模な火災を受けて、飲食店に対する消防法令が改正されました。

これにより、今まで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ面積 150 ㎡未満の小規模な飲食店にも、平成 31 年 10 月 1 日からは、消火器の設置が必要になります。

消火器の設置が必要となる飲食店

改正前(平成31年9月30日まで)

延べ面積 150㎡以上で設置が必要



改正後(平成31年10月1日以降)

- ①火を使用する設備または器具のある飲食店 規模にかかわりなく設置が必要 ※
- ②火を使用する設備または器具のない飲食店 延べ面積150㎡以上で設置が必要

※ただし、次の装置等が設置されている場合は、延べ面積150㎡以上から設置が必要になります。

• 調理油過熱防止装置

鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的に ガスの供給を停止する装置

• 自動消火装置

厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬 剤等を放射して火を消す装置

・<u>圧力感知安全装置</u>(カセットコンロ) 過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感 知して、自動的にボンベを外す装置

調理油過熱防止装置

次のマークがついています。









※消火器設置義務対象施設においては、定期的な点検及び消防署への報告が必要になります。

消防法令の改正は平成31年10月1日に施行されます。 それまでに消火器具の設置をお願いします。

> お問い合わせ 人吉下球磨消防組合消防本部 予防課 IELO966-22-5469 (233)